

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年十月十六日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第八号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十六の項市町村の欄中「川西町」を「川西町 高取町」に改める。

附 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。